くらしき健康福祉プラザ・

倉敷市障がい者デイサービスセンター

（倉敷市保健所維持管理業務含む）

指定管理者更新指定要項

令和元年８月

倉敷市保健福祉局保健福祉推進課

くらしき健康福祉プラザ･倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理者更新指定要項

1　対象施設の設置目的と指定管理者に期待する役割

(1) 設置目的

ア　くらしき健康福祉プラザ

すべての市民が健康で豊かな生活を享受することを支援する拠点施設として，くらしき健康福祉プラザ(以下「プラザ」という。)を設置する。

イ　倉敷市障がい者デイサービスセンター

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護並びに在宅の身体障がい者及びその介護者等に対する創作的活動の機会の提供，健康指導等を行うことにより，障がい者の自立助長及び社会参加を促進し，もって障がい者の福祉の増進を図るため，倉敷市障がい者デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）を設置する。

ウ　倉敷市保健所

市民の健康の保持及び増進を図るため，地域保健法第 5 条第 1 項の規定に基づき倉敷市保健所を設置する。

(2) 指定管理者に期待する役割

くらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理者（以下「指定管理者」という。）を公募するにあたり，指定管理者においては，プラザがすべての市民が健康で豊かな生活を享受することを支援する拠点施設であること，デイサービスセンターが障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護並びに在宅の身体障がい者及びその介護者等に対する創作的活動の機会の提供，健康指導等を行うことにより，障がい者の自立助長及び社会参加を促進し，もって障がい者の福祉の増進を図るための施設であることを十分認識し，その目的を達成することはもとより，多様化する使用者のニーズに，より効果的・効率的に対応するため，民間の能力を活用し，提供するサービスの向上を目指し，利用者の福祉の増進を図ること。また，公共施設としての自覚を持ち，地域行事への参加や地域貢献活動

等を積極的に行うなど，地域の理解を得て良好な関係が構築されることを期待する。

２　対象施設の概要

(1) 名　　称

ア　くらしき健康福祉プラザ

イ　倉敷市障がい者デイサービスセンター

ウ　倉敷市保健所

(2) 所 在 地

ア　くらしき健康福祉プラザ　倉敷市笹沖１８０番地

イ　倉敷市障がい者デイサービスセンター　倉敷市笹沖１７０番地

ウ　倉敷市保健所　倉敷市笹沖１７０番地

(3) 施設概要

ア　構　　造

（ア）くらしき健康福祉プラザ　鉄筋コンクリート造り
地上５階（一部６階）地下１階

（イ）倉敷市障がい者デイサービスセンター　鉄筋コンクリート造り
地上２階（倉敷市保健所棟）

（ウ）倉敷市保健所　鉄筋コンクリート造り
地上４階（一部５階）地下１階

イ　敷地面積

（ア）くらしき健康福祉プラザ　２２，０９６．８７㎡

（イ）倉敷市障がい者デイサービスセンター・倉敷市保健所
７，６６２．４５㎡

ウ　延床面積

（ア）くらしき健康福祉プラザ　９，３０６．９９㎡

（イ）倉敷市障がい者デイサービスセンター　８４７．９１㎡

（ウ）倉敷市保健所　５，４２４．０８㎡

エ　施設内容　別紙「施設概要書」を参照のこと。

オ　電気　中国電力

カ　ガス　都市ガス

キ　公共下水道接続

３　指定期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで（３年間）

４　業務等の範囲，管理の基準及びリスク分担

次の各号列記に定めるもののほか，業務等の範囲，管理の基準及びリスク分担の詳細は，別紙のくらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理業務水準書（以下「水準書」という。）及びくらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理業務に関する協定条件規定書」に定める。

（１）くらしき健康福祉プラザ条例（平成１２年倉敷市条例第４６号。以下「プラザ条例」という。）第５条に規定する業務

（２）倉敷市障がい者デイサービスセンター条例（平成１２年倉敷市条例第４７号。以下「障デイ条例」という。）第５条に規定する業務

（３）倉敷市保健所の施設維持管理業務

５　指定管理料

金５０７，０００千円以内（消費税及び地方消費税その他一切の経費を含む。）

指定管理業務に係る費用は，指定期間（令和３年４月～令和６年３月）をとおして上記の範囲内で提案すること。具体的な指定管理料の支払い方法については，別紙「くらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理業務に関する協定条件規定書」に定める。

※指定管理料については，予算編成過程により，額が変更となる可能性がありますので，あらかじめ御了承ください。

６　利用料金制

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第８項に定める利用料金制を採用する。

７　応募（指定申請）資格

指定期間中，安全かつ円滑にくらしき健康福祉プラザ，倉敷市障がい者デイサービスセンター及び倉敷市保健所を管理運営（保健所については維持管理のみ）できること。ただし，次の各号に該当する場合は応募できない。

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当する団体等

② 倉敷市から指定管理を取り消され，その取り消しの日から１年を経過しない団体等（指定管理者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）

③ 倉敷市から指定の全部又は一部を停止され，停止期間満了の日から６ヵ月を経過しない団体等（指定管理者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）

④ 税（国税，都道府県税及び市町村税）及び労働保険料を滞納している団体等（株式会社，財団・社団法人以外の場合，団体等の代表者が税を滞納している団体等）

⑤ 手形又は銀行取引停止処分がなされ，又は支払停止事由が発生し，これが改善しない団体等

⑥ 差押，仮差押又は仮処分がなされ，これが解消していない団体等

⑦ 破産，会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等

⑧ 会社更生，民事再生の手続きについて申し立てがなされ，この手続きが終了していない団体等

⑨ 当該公の施設の管理運営（保健所の維持管理を含む。）に必要な許認可等について，監督官庁から許認可等を取り消され，その取り消しの日から１年を経過しない団体等

⑩ 当該公の施設の管理運営（保健所の維持管理を含む。）に必要な許認可等について，監督官庁から許認可等の停止処分を受け，又はその停止期間満了の日から３ヶ月を経過しない団体等

⑪ 当該公の施設の管理運営（保健所の維持管理を含む。）に必要な許認可等について，監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等

⑫ 次に掲げる者が，支配人，無限責任社員，取締役，監査役若しくはこれらに準ずべき

地位に就任し，又は，実質的に経営等に関与している団体等

ア　選定委員会の委員（市職員の委員を除く）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条に定義する者）

⑬　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が出資，融資，取引その他の関係を通じた権利を行使することにより，又は暴力団員がその親族関係若しくは交際関係を通じ，その事業活動の継続に重大な影響を及ぼしている団体

⑭　更新手続説明会に出席していない場合

８　契約保証金

倉敷市は，指定管理者（候補者）から契約保証金を徴する。

(1) 契約保証金額

提案額の４か月分に相当する額。なお，算出額に１０００円未満の端数が生じる場合は，切り上げるものとする。

ただし，第２期目の保証金を現金で納付している場合は，第３期目の保証金として継続することができるものとする。

その際，第２期目の契約保証金額が第３期目の提案額の４か月分に相当する額として不足がある場合，指定管理者（候補者）は（２）で規定する期限までに差額分を納付することとする。

また，第２期目の契約保証金額が第３期目の提案額の４か月分に相当する額を超過する場合，倉敷市は第２期目の指定管理業務終了後に差額分を還付することとする。

(2) 納付期限（新規及び差額分の納付）

令和２年２月定例市議会の開会日の前日まで。

(3) 減　　免

銀行保証又は履行保証保険等の確実な担保が倉敷市に提出されたときは，契約保証金を免除する。指定管理業務その他類似業務の実績を有することをもって契約保証金を減免することはないので注意のこと。

９　指定スケジュール

指定のスケジュールは，以下のとおり。

① 更新手続説明会の開催	令和元年８月２０日
② 提案書の提出期限	１０月１８日
③ 選定委員会による面接（プレゼンテーション）	１１月中旬（予定）
④ 選定結果（答申）の発表	１１月下旬（予定）
⑤ 申請者と詳細事項協議	１２月上旬～令和２年１月（予定）
⑥ （仮）協定書の締結	令和２年１月下旬（予定）
⑦ 契約保証金の納入（新規及び差額分の納付）	令和２年２月定例議会開会日の前日
⑧ 債務負担行為及び再指定の市議会での議決	令和２年２月定例市議会
⑨ 指定管理の開始	令和３年４月１日
⑩ 指定管理の終了	令和６年３月３１日

１０　指定更新要項等の配布

（１）配布資料

① くらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理者更新指定要項

② くらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理業務水準書

③ くらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理業務に関する協定条件規定書（リスク分担表を含む。）

④ 指定管理者選定委員会くらしき健康福祉プラザ・障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所管理業務含む）（更新制）部会委員一覧表

⑤ くらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理者更新条件確認書

⑥ 指定申請書兼誓約書（様式１）

⑦ 事業計画書（様式２）

⑧ 管理運営費提案書（様式３）

⑨ 収支計算書（様式４）

⑩ 団体概要書（様式５）

⑪ 事業計画書抜粋（様式６）

⑫ 追加・変更事業計画書（様式７）

⑬ 職員配置計画書（様式８）

⑭ 事業実績報告書（様式９）

１１　指定更新手続説明会

応募方法等について，下記のとおり更新手続説明会を開催する。更新手続説明会への出席は必須とする。

(1) 日　　時

令和元年８月２０日（火）午前１０時～

(2) 場　　所

倉敷市西中新田６４０番地　倉敷市役所１階　保健福祉局応接室

１２　提出書類等

① 提出期限

令和元年１０月１８日（金）午後５時１５分まで

② 提出方法

窓口へ持参のこと。郵送による提出は認めない。

③ 注意事項

登記の全部事項証明書，労働保険料納付証明書及び納税証明書は，平成３１年４月１日以降に発行されたものとし，貸借対照表，損益計算書は提出日現在で最新事業年度分を含め直近３年分とすること。

また，提出書類にはページ番号を付番すること。

④ 提出書類

ア　指定申請書兼誓約書（様式１）

イ　事業計画書（様式２）

ウ　管理運営費提案書（様式３）

エ　収支計算書（様式４）

オ　団体概要書（様式５）

カ　事業計画書抜粋（様式６）

キ　追加・変更事業計画書（様式７）

ク　職員配置計画書（様式８）

ケ　事業実績報告書（様式９）

コ　**登記の全部事項証明書**

サ　定款（寄付行為）

シ　貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費の明細のあるもの。直近３年分）

ス　当該指定管理業務に係る決算書（平成２９年度及び平成３０年度分）

セ　納税証明書（①国税（法人税と消費税），都道府県税及び市町村税）

なお，団体等の本社の証明は住所地に係わらず必須とし，支社や営業所等が岡山県内，倉敷市内にある場合は，本社の証明に加え，支社や営業所等の国税，岡山県税及び倉敷市税の証明も提出すること。

ソ　労働保険料納付証明書

⑤　提出部数

提案書は，原本を１部，コピーを９部の合計１０部提出すること。

(2)　注意事項

更新候補者が現在の指定管理期間（２期目）の更新時に提案した事業計画の内容は，次期指定管理期間（３期目）においても実施することを前提とするが，同等又はそれ以上の事業計画の提案に替えることも可能とする。

１３　選考方法

(1)　選抜

提出書類の審査，面接（プレゼンテーション，質疑応答）及び実地調査により，選定委員会において選抜し，指定相当の可否を決定する。

(2)　選定委員会

別紙「指定管理者選定委員会くらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）（更新制）部会委員一覧表」のとおり。

(3)　選定基準

別紙「倉敷市くらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市

保健所維持管理業務含む）指定管理者更新条件確認書」のとおり。

(4)　選定結果の公表

選定理由を付して，令和元年１１月下旬に文書で通知すると同時にホームページに公開する。

１４　再更新等

本件更新指定は，倉敷市指定管理者制度推進方針（第３版：平成２１年１１月）Ⅱ２（２）に定める更新制の公募における更新である。

１５　仮協定の締結

選定委員会において，更新可と判断された後，細目の協議の結果，合意に至った場合，仮協定を締結する。

１６　その他注意事項

(1)　選定委員，関係市職員との接触の禁止

更新候補者は，選定委員，関係市職員と本件公募についての不当な接触（公募説明会，面接及び現指定管理業務に係る接触等，正当な手続き等での接触は可。）を禁じる。不当な接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。

(2)　提案に関する費用負担

更新の応募にかかる費用は，全て更新候補者の負担とする。

(3)　提案書の取扱

①　返還及び提案書の内容変更

倉敷市が受理した提案書は，理由の如何に関わらず返却しない。また明らかな間違い，軽微な修正を除き，内容変更は認めない。

②　著作権

提案書の著作権は，当該更新候補者に帰属する。ただし，倉敷市は，選定結果の公表

等に必要な場合には，提案書の内容を使用できるものとする。

③　文書の開示・非開示

倉敷市が受理した提案書は，倉敷市情報公開条例（平成１０年倉敷市条例第５号）第７条第３号ア及びイに該当する非開示情報として取り扱うものとする。ただし，次に掲げる書類は，開示情報として取り扱うものとする。

ア　指定申請書兼誓約書（様式１）

イ　管理運営費提案書（様式３）

ウ　団体概要書（様式５）

エ　事業計画書抜粋（様式６）

(4)　指定更新辞退

３期目以降の指定を辞退するときは，必ず，令和元年１０月１０日までに窓口に辞退届けを提出のこと。

(5)　提案辞退

本市が提案書を受付後，更新候補者が辞退することは，理由の如何に関わらず認めない。

(6)　協議

更新予定者は，更新選定結果の公表後遅滞なく指定管理料の詳細な内訳を書面で倉敷市に報告しなければならない。この内訳は，倉敷市と更新予定者が協定を締結した後に当該協定内容を変更する必要が生じた場合の基礎資料とするためのものとする。

１７　窓口

〒７１０－８５６５

倉敷市西中新田６４０番地

倉敷市保健福祉局　保健福祉推進課

担当者：佐藤（勝），渡辺

ＴＥＬ０８６－４２６－３３０３　　ＦＡＸ０８６－４２１－４４１１

E-mail：wlfhlt@city.kurashiki.okayama.jp

用　　語　　集

１　協定条件規定書

倉敷市と指定管理者との間で締結する協定書の原案のこと

２　契約保証金

民法第４２０条に規定する賠償額の予定，違約金のこと

３　仮協定書

倉敷市と指定管理者との間で締結する協定書で，市議会の議決を得ていない間のもの（仮契約書に相当し，市議会の議決を経て，正式な協定書となる）

４　銀行保証

金融機関が発行する，連帯保証のこと

５　履行保証保険

損害保険会社が取り扱う保険のこと

６　更新予定者

選定委員会によって，更新相当と判断された更新候補者のこと

７　関係市職員

窓口に在籍する職員（臨時，嘱託等を含む），その他当該公募に関係する職員